

◆ 女性に対する暴力対策の推進 ◆

～あなたをストーカー・DV被害から守ります～

ストーカー及びDV事案は、行為がエスカレートして、凶悪事件に発展するおそれがあるので、早い段階で警察等の相談窓口にご相談することが大切です。

県警察では、被害者の保護等をより一層推進するため、毎年11月を「女性に対するストーカー及び配偶者等暴力対策の推進強化期間」と定め、被害の未然防止や女性に対する暴力被害の早期届出、相談の促進等について、広報啓発活動を進めています。

■ ストーカー被害者の方へ

被害者の申出に基づき、警察が行為者に対して警告等の行政措置、又は検挙措置を講じるほか、被害を防止するため、状況に応じた対応策のアドバイスなど、必要な援助を行います。

■ DV被害者の方へ

配偶者等からの暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所に保護命令の申立てを行うことができます。

また、警察は被害者の申出に応じて、加害者への指導警告や検挙措置を講じるほか、再被害を防止するために必要な援助を行います。

